

1 川 監 公 第 9 号  
令和元年12月19日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和元年10月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議については不調となりました。請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

(別紙)

31川監第599号

令和元年12月19日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

#### 川崎市職員措置請求について（通知）

令和元年10月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議については不調となりましたので、その旨を次のとおり通知します。

## 監査の結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1～4（事実証明書は添付省略）のとおり、平成30年度に宮前平小学校及び富士見台小学校で実施された下記5件の軽易工事（以下「本件各工事」という。）について、随意契約により契約を締結したことが違法であるとし、競争性のある適正な契約金額との差額である損害額を認定し、本件各工事の契約を執行した関係職員に対し、その損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めている。

件名	請負業者	契約金額
宮前平小学校物置緊結ほか補修工事	株式会社櫻澤工務店	1,265,760円
宮前平小学校給食室床ほか補修工事		1,460,160円
宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事		1,371,600円
富士見台小学校親時計設備補修工事	アイ通信工事株式会社	453,600円
富士見台小学校時計設備補修工事		2,068,200円

#### 2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和元年10月21日付けでこれを受理し、監査対象局を教育委員会事務局とした。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月15日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第7項の規定に基づく教育委員会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙5のとおりである。

#### 2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和元年11月15日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙6のとおりである。

#### 3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対象事項とした。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

##### (1) 軽易工事について

###### ア 定義

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号。以下「軽易工事取扱規程」という。）第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」と規定されている。

###### イ 事務手続等

###### (ア) 予定価格の設定

川崎市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）第25条において、随意契約をしようとするときは、あらかじめ同第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとされている。

ただし、軽易工事については、財政局資産管理部契約課による契約事務の手引き（以下「契約事務の手引き」という。）において、予定価格は執行予算額であることが明記されている。後記のとおり、軽易工事の場合は、複数の業者から工事見積書を徴取した上で予算執行伺を起案することとなるため、見積り合わせの最低額が執行予算額及び予定価格となる。

###### (イ) 工事見積書の徴取等

軽易工事取扱規程第3条において、予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、同第7条に規定する業者から、なるべく2名以上の適格者を選定して工事見積書を提出させるものとされ、さらに、契約規則に係る事務取扱通知（昭和58年3月31日付け57川総用第240号助役専決。以下「助役専決通知」という。）において、原則として3者以上の見積り合わせの方法によることとされている。

なお、工事見積書を徴取するためには、事前に業務内容を検討し、仕様を定

める必要があるが、これをどのような方法で行うかについては、市の統一的な基準はない。教育委員会事務局教育環境整備推進室（以下「教育環境整備推進室」という。）における一般的な運用としては、不特定の業者1者に下見積りを依頼し、業者が現地を確認して作成、提出した下見積りについて技術職員が仕様や金額を確認し、軽易工事として執行することが適正であると判断した場合に、下見積りを行った業者を含め、3者から工事見積書を徴取している。

徴取した工事見積書は、川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号。以下「予算執行規則」という。）第23条第1項に規定する予算執行伺（以下「予算執行伺」という。）に添付し、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとされているが、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとされ、当該審査は予算執行伺への合議をもって行うものとされている。

#### **（ウ） 契約の締結等**

軽易工事取扱規程第5条において、予算執行部局の長は、上記工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとされ、この際、相手方から請書（契約規則第8号様式）を提出させなければならないとされている。

なお、事務処理上は、契約事務の手引きにおいて、市の財務会計システム及び文書管理システムにより前記予算執行伺を起案する際、業者の選定及び契約の締結についても併せて伺うこととされている。この際の決裁については、川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）別表（第5条関係）において、課長が専決することとされている。ただし、課長が不在の場合には、所管課長補佐が代決する旨が同第9条第5項に定められている。

#### **（エ） 監督及び検査**

軽易工事取扱規程第6条において、予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならないとされ、当該検査は、請負業者から軽易工事完成届（同規程別記様式）を提出させた後に行わなければならないとされている。

なお、軽易工事完成届は、検査書と一体となった様式であり、検査書には、工事を検査し履行を確認した日付（以下「検査日」という。）と、検査員及び監督員の職氏名の記入、押印欄が設けられている。

#### **ウ 関係法令等**

軽易工事（随意契約）に係る法令等については、別紙7に掲げたとおりである。

### **（2） 1件 250万円を超える工事について**

教育委員会事務局は、川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）第2条第1号に定める工事担当部局でないことから、1件250万円を超える建築工事（本件各工事契約締結当時は250万円以下の原形復旧工事以外の工事を含む）を行う必要が生じた場合は、まちづくり局に工事を依頼することとなる。

まちづくり局の受託工事については、原則、翌1年目に設計が実施され、翌2年目以降に工事が実施されることとなる。

### （3）本件各工事について

#### ア 宮前平小学校関係

##### （ア）工事の概要について

宮前平小学校物置緊結ほか補修工事（以下「物置緊結工事」という。）については、東日本大震災の集中復興期間（平成27年度まで）に避難所である市立小中学校全校への独立型防災備蓄倉庫の設置を行った際、物置等の建築物の一部が既存不適格と見なされたことに端を発する是正工事である。その内容は、ルーティアンカー等の部材により既存物置を基礎に固定するものであるが、工事見積書によれば、併せて、物置新設工事として複数の物置本体及び同組立て費等が計上されており、当該新設工事については、物置緊結工事以前に、経年劣化により処分した物置を復旧したものとされている。

宮前平小学校給食室床ほか補修工事（以下「給食室床工事」という。）及び宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事（以下「給食室壁・天井工事」といい、「物置緊結工事」及び「給食室床工事」と併せて「宮前平小学校工事」という。）については、いずれも給食室各部位の経年劣化に対応するための工事であり、前者は床及び腰壁、後者は壁（腰壁より上）及び天井の塗装のはく離等が対象とされているが、実際は1件の工事として実施されており、工事の実施後に、2件の工事として実施するとした内容で後記事務手続が執られている。

##### （イ）事務手続等について

宮前平小学校工事は、別紙8のとおり、いずれも予算執行伺等の定められた手続を経ずに実施されている。各工事は後記担当者により発注され、発注前には業者から下見積りを徴取しているとのことであるが、当該見積書や業者とのやり取りの記録は残されていない。なお、給食室床工事及び給食室壁・天井工事については、平成30年4月6日に2件の工事として下見積りを徴取したことが教育委員会事務局による調査において確認されている。各工事の請負業者と下見積りを行った業者は同一である。請負業者以外の業者からの工事見積書については、工事の実施後に徴取されている（一部見積り依頼日が不明なものもある。）。

宮前平小学校工事の予算執行伺は、工事の実施後に起案されているが、書類上の工期は起案日から概ね1～3か月後とされている。教育環境整備推進室で

は、担当者が技術職員の場合、非常勤職員が代わりに起案し担当者に合議するという運用がなされており、物置緊結工事は技術職員A、給食室床工事及び給食室壁・天井工事は技術職員Bが担当者とされている。軽易工事取扱規程第3条に基づく技術職員への合議による審査は、物置緊結工事及び給食室床工事は技術職員C、給食室壁・天井工事は技術職員Aに合議されている。いずれも決裁区分は課長専決であるが、所管担当課長の不在により、課長補佐による代決がなされている。

宮前平小学校工事の軽易工事完成届には、完成期限及び完成年月日が記入され、検査日も同日とされているが、いずれも事実とは異なる日付である。教育委員会事務局の説明によれば、同届の日付については、業者から空欄で提出させ職員が記入することが慣例となっており、各担当者により記入されている。監督員及び検査員については、監督員は各担当者自身、検査員は技術職員Aが担当した工事には技術職員B、技術職員Bが担当した工事には技術職員Aの記名押印がそれぞれなされている。同届には工事写真が添付されているが、いずれも当該表紙に完成年月日等の日付の記入はなく、写真の中に撮影日が確認できるものはない。

## イ 富士見台小学校関係

### (ア) 工事の概要について

富士見台小学校親時計設備補修工事（以下「親時計工事」という。）及び富士見台小学校時計設備補修工事（以下「子時計工事」といい、「親時計工事」と併せて「富士見台小学校工事」という。）については、職員室に設置されている親時計の動作が安定せず、各教室等に設置されている親時計と連動した子時計にも同様の不具合が生じていたほか、さらに、親時計の機能であるチャイムが定時に鳴らないといった不具合も生じていたことから、これらの不具合を解消すべく実施された工事である。

当初は、親時計工事により親時計を交換することで、連動する子時計の不具合も併せて解消されると見込んでいたが、親時計交換後も一部子時計の不具合が解消されず、接続回路の動作不良が確認されたことから、子時計工事が実施され、子時計の老朽化や接続回路の負荷を踏まえ、予防保全の観点から回路の増設と併せて子時計全64台が交換されている。

### (イ) 事務手続等について

関係職員から陳述後に提出された回答書によれば、別紙8のとおり、親時計工事は、予算執行同等の定められた手続を経ずに実施され、子時計工事は、同手続を経た後に実施されているものの、後記担当者による工事の発注は、同手続以前になされたものである。いずれも発注前には業者から下見積りを徴取し

ているとのことであるが、当該見積書や業者とのやり取りの記録は残されていない。各工事の請負業者と下見積りを行った業者は同一である。請負業者以外の業者からの工事見積書については、親時計工事は工事の実施後に徴取されている。子時計工事は工事の実施前に徴取されているが、それ以前に工事の発注がなされている。

親時計工事の予算執行伺は、請負業者による工事の実施後に起案されているが、書類上の工期は起案日から概ね1か月後とされている。子時計工事の予算執行伺は、工事の実施前に起案されているが、親時計工事が実施されてから1ヶ月以上経過した後、下見積書を提出した上記業者の受注後に作成されている。いずれも担当者は技術職員Bとされ、軽易工事取扱規程第3条に基づく技術職員への合議による審査は技術職員Cに合議されている。決裁区分は課長専決であるが、所管担当課長の不在により、課長補佐による代決がなされている。

富士見台小学校工事の軽易工事完成届には、担当者により事実と異なる完成年月日及び検査日（同日）が記入されているが、このうち子時計工事については、実際の工事完成日より前の日付が記入されている。監督員は担当者自身、検査員は技術職員Aの記名押印がなされている。同届に添付された工事写真の表紙に完成年月日等の日付の記入はなく、写真の中に撮影日が確認できるものはない。

## 2 監査委員の判断

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

監査委員は、本件措置請求を受理した後、慎重に審議を重ね、本件各工事の執行に係る違法性・不当性については後記（1）のとおり概ね意見が一致したが、富士見台小学校工事の執行方法の適否、また、本件各工事の契約締結による損害の発生の有無については意見が一致せず、最終的に合議不調となり、監査及び勧告についての決定には至らなかった。なお、意見が一致しなかった事項については、参考までに、後記（2）に各監査委員の意見を列記する。

### （1）本件各工事の執行に係る違法性・不当性について

#### ア 宮前平小学校工事の執行方法についての適否

物置繋結工事については、物置の新設という明らかに原形復旧に該当しない工事内容が含まれており、過去に処分された物置につき、改めて学校運営上必要とされたとしても、このような事情が原形復旧の範囲を拡大する理由とはなり得ない。給食室床工事及び給食室壁・天井工事については、実際は1件の工事として実施されたにもかかわらず、その総額が軽易工事としての執行が可能な上限額で

ある 250 万円を超えることから、意図的に書類上 2 件の工事として分割し、1 件あたりの金額を 250 万円以下に抑えたものである。

したがって、いずれも軽易工事に該当しないことは論をまたないが、同じ学校で同時期に実施された同じ業種（建築）の工事であることを踏まえれば、宮前平小学校工事全体を 1 件にまとめ、競争入札により契約を締結する必要性があったと認めざるを得ない。

この点、市は、物置緊結工事と給食室の 2 件の工事では工事内容が異なること、また、競争入札とした場合、設計や工事監理費の発生等により必ずしも随意契約とした場合より安くなるとは限らないこと、予算要求や設計等に時間を要し学校からの修繕依頼に迅速に対応できなくなる旨主張する。

しかしながら、工事内容に応じた業者の適性や市内中小企業の受注機会の確保といった観点を踏まえ、同一業種の工事を分離・分割して発注することはありうるとしても、見積り合わせも行わず同じ請負業者に工事を発注するといった前記事実関係を踏まえれば、宮前平小学校工事において上記事情があったとは認められず、競争入札等の手続を回避するため、意図的に 3 つの工事に分割し、1 件あたり 250 万円以下の軽易工事として同じ業者に工事を請け負わせる一方、見積書や実際の工事日をずらした書面を作成し、あたかも軽易工事の手続を履践したような外観を作出したものであって、上記手続自体が違法といわざるを得ない。

さらに、普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正を持って第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札を原則としているのであるから、単に手続の簡便さや経済性のみを理由に競争入札を回避することは許されないというべきである。迅速性についても、学校からの修繕依頼に早期に対応する必要性があるとしても、物置の基礎緊結の必要性は遅くとも平成 27 年度には認識されており、給食室各部位の劣化も突如として生じたとは想定しがたく、市の上記主張に合理的な理由は認められない（なお、仮に、真に緊急を要するものであれば、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく随意契約によるべきである。）。

以上のとおり、宮前平小学校工事については、軽易工事に該当せず、かつ、本来 1 件の工事として競争入札により契約を締結する必要性があったにもかかわらず、これを分割して随意契約により執行した違法性があると認められる。

#### イ 宮前平小学校工事及び富士見台小学校工事の規則等に反した事務手続

本件各工事は、いずれも業者から下見積りを徴取した段階で、各担当者により工事が発注されており、当該手続に重大な瑕疵がある。

すなわち、本件各工事のうち子時計工事を除いては、いずれも工事の実施後に予算執行伺が起案、決裁されており、このことは、歳出予算を執行する場合、あ

らかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならない旨を定めた予決算規則（第23条第1項）や、予算執行伺に工事見積書を添付の上、技術職員への合議により工事費等の審査を受ける旨を定めた軽易工事取扱規程（第3条第2項及び第3項）に反する極めて不適正な行為である。

また、子時計工事については、工事の実施前に予算執行伺が起案、決裁されているが、それ以前に発注がなされていることを踏まえれば、当該予算執行伺は単に形式的なものであり、適正な事務手続が執られていたとは到底認められない。

また、本件各工事において、既に工事が実施（子時計工事については発注）された後に、請負業者以外の業者からの工事見積書が徴取されたことについては、予算執行伺の起案前になるべく2名以上の業者から見積書を徴取しなければならない旨を定めた軽易工事取扱規程（第3条第1項）や、競争性及び透明性を確保し適正な価格で契約を行うため原則として3者以上の見積り合わせを行う旨を定めた助役専決通知の趣旨を没却するものであり、極めて不適切な行為であるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件各工事に係る事務手続については、規則等で定めた手続にも反しており、いずれも違法又は不当であると認めざるを得ない。

## ウ 意見

今回の監査では、後記（2）に記載の事項について、全監査委員の意見が一致せず、最終的に合議不調となったが、教育委員会事務局における前記のような態様は、職員のコンプライアンス意識についてはいうまでもなく、組織の構造的な問題や制度自体の持つ課題にも起因していると考えられることから、事案の重要性に鑑み、全監査委員の意見として述べる。

### （ア）職員のコンプライアンス意識について

一括して発注すべき工事を250万円以下の工事に分割し、軽易工事として執行するような不適正な事例については、これまでの監査でも度々指摘してきたところであるが、依然として改善がなされない状況にある。その要因は一概にはいえず、組織や制度の問題によるところも大きいと察するが、たとえ組織や制度が適切に整えられていたとしても、最終的には、職員の意識が重要な鍵となることは強く認められるところである。本件各工事の執行において、各担当者のコンプライアンス意識が大きく欠如していたことは明らかであり、これまで以上に、職員のコンプライアンス意識の醸成、徹底に努める必要がある。

### （イ）組織の構造的な問題について

本件各工事が必要な手続を経ずに実施又は発注されたことについて、担当者としてこれに関わった技術職員が複数いたことを踏まえれば、組織的に不適正な事務処理が常態化していたという疑念が払拭できない。職員を指揮監督すべ

き上司が当該事実を把握していたか否かは現時点において明らかとなっていないが、仮に把握していなかったとしても、少なくとも、給食室床工事及び給食室壁・天井工事については、夏休み等の長期休業期間に実施しなければ学校運営上支障があることは明白であるから、当該予算執行伺等を承認したことにつき、決裁者として必要な注意義務を怠っていたといわざるを得ない。

教育委員会事務局では、1件250万円以上の工事を執行することができず、まちづくり局に依頼すれば相当の期間を要するといった制約の下、学校からの膨大、かつ多様な工事依頼への迅速な対応が求められる中で、本件各工事のような事務処理が生じたものと考えうる。しかし、このような事情は、不適正な事務処理を正当化させる理由とは成り得ないというべきであり、事務の適正性を確保しつつ、学校からの依頼に応え得る適切な方法を検討、実施してこなかったことにつき、組織のマネジメントとして問題があったと評価せざるを得ない。ただし、教育環境整備推進室における平成30年度の軽易工事執行件数は1,400件を超えており、組織内部のマネジメントのみで対応するには限界もあり、制度の問題とも関連するが、工事担当部局のあり方も含め、対策を講じる必要がある。

#### (ウ) 制度の課題について

本件各工事の請負業者以外の業者による工事見積書は、最短で依頼日当日、最長でも5日後（土日を含む）に提出されており、当該業者らは現地の状況を確認せずに工事見積書を作成していることが推認され、その精度や金額の妥当性、果ては受注意欲にさえ疑問が残るところである。こうした態様が他の軽易工事にも共通しているのであれば、下見積りを行った業者がそのまま請負業者に決定されることが常態化していることも考えうる。仮にそうであれば、軽易工事の予定価格は見積合わせの最低価格とされているところ、実態は下見積り価格ということになり、実質的に1者の言い値で契約が締結されることとなるため、こうした事情の下では、見積り合わせや予算執行伺が正規の手順に基づき行われたとしても、既成事実を追認するだけの形式的な手続にしかならず、随意契約に係る競争性を担保する措置とはなり得ない。さらに、下見積りを依頼する担当者の裁量が極めて大きいことから、不祥事防止の観点からも問題があるといわざるを得ない。

また、本件各工事の検査は、軽易工事完成届に添付された写真の確認をもってなされているが、前記事実関係のとおり、施工日等の日付が確認できる写真は存しない。この点について、市は、履行期限内の施工が前提であり、軽易工事については日付の確認が必須とされていない旨を主張する。確かに、軽易工事取扱規程第6条において、日付の確認に関する定めはないが、本件各工事の

ような事案が判明した以上は、今後、同様の事案を防止するためにも、検査の実効性を担保する措置を講ずる必要がある。

## (エ) 総括

以上述べてきたことについては、教育委員会事務局にとどまらず、全庁的な課題として重く受け止め、組織や制度等の抜本的な見直しに向けて、速やかに取組を推進されるよう強く望むものである。

また、本件各工事に係る違法・不当な事務手続等については、教育委員会事務局による内部調査を機に明らかとなったものであるが、依然として判明していない事実も多くあり、監査結果にも少なからず影響を与えていることは極めて遺憾である。本件各工事に係る事実関係は、上記抜本的な見直しに向けた取組にも影響を与え得るものであるから、教育委員会事務局においては、調査に全力を挙げ、早期に全容を解明されたい。

## (2) 各監査委員の意見

### ア 寺岡章二監査委員の意見

#### (ア) 富士見台小学校工事の執行方法についての適否

前記事実関係によれば、実際に親時計工事が実施された後、子時計工事の発注がなされたことが認められる。また、親子時計とは、親時計がすべての子時計を一括制御することで施設内の時刻を統一する設備であり、他校において、親時計の交換のみで親子双方の不具合が解消された事例もあることを踏まえれば、本来1件とすべき工事を分割したとまで断定することはできない。

また、請求人は、子時計工事中において子時計64台すべてを交換したことに疑問を呈しているが、市は、子時計の経年劣化や回路の負荷を踏まえ、予防保全の観点から、回路の増設と併せて子時計を交換した旨を主張しており、市の判断が著しく妥当性を欠くものとまではいえない。

以上のとおり、富士見台小学校工事については、軽易工事として随意契約により執行したこと、また、工事の必要性について、明らかに不合理であると認めるに足りる事情はなく、違法性・不当性は認められない。

ただし、予算執行同等の必要な事務手続を経ずに工事を発注したこと及び軽易工事完成届を架空の日付で作成したこと等について、違法性・不当性が認められることは、前記のとおりである。

#### (イ) 宮前平小学校工事及び富士見台小学校工事における損害の発生について

本件各工事は、いずれも適正な見積り合わせ等を経ておらず、価格の競争性が失われていたことは明白であるが、そのことにより市に損害が生じているというためには、高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。

この点、本件各工事の見積り合わせは、工事の実施又は発注後に行われた不適正なものであり、その実効性についても疑問が残る点はあるものの、当該事情が請負業者以外の業者にも伝えられていた事実までは確認されていないことを踏まえれば、見積り合わせにおいて最も安価であった各請負業者との契約価格は、不当に高額であると断定することまではできない。

また、宮前平小学校工事における物置緊結工事、給食室床工事及び給食室壁・天井工事については、1件の工事として競争入札により契約を締結すべきところ、これを分割して随意契約により契約を締結したものであるから、このような場合の損害については、上記3件の工事の契約価格が、仮に同工事を競争入札に付していた場合に形成されたであろう落札価格（以下「想定落札価格」という。）を上回る場合に損害の発生が認められるというべきである。

しかし、上記3件の工事は、軽易工事として実施されたことから工事担当部局による積算を経ておらず、工事見積書等の証拠書類からは具体的かつ詳細な仕様の把握は困難であり、既に工事も完成していることから、競争入札に付すべく本来の予定価格を特定するための合理的基礎が得られない状態となっている。

なお、請求人は、財政局資産管理部契約課が契約手続を行った一般競争入札、指名競争入札及び特命随意契約の平均落札率を用いて想定落札価格を算出し、その差額を市の損害額として認定するよう求めているが、落札率とは予定価格に対する落札価格の割合であるところ、工事担当部局の積算に基づく設計価格を基礎とした請負工事の予定価格と、業者の見積りを基礎とした軽易工事の予定価格とではその性質を異にするものであるから、軽易工事として少額随意契約により執行した上記3件の工事の想定落札価格につき、上記平均落札率を適用して算出することは相当でないといわざるを得ない。

以上のとおり、市の事務手続は違法・不当ではあるが、他に本件各工事の契約締結により市に損害が生じたこと及びその損害額を認めるに足りる証拠はない。したがって、市に具体的な損害が発生したとは認められない。

## イ 植村京子監査委員、嶋崎嘉夫監査委員及び沼沢和明監査委員の意見

### （ア）富士見台小学校工事の執行方法についての適否

前記事実関係によれば、実際に親時計工事が実施された後、同じ業者に子時計工事の発注がなされたものである。一般的に、親子時計とは、親時計がすべての子時計を一括制御することで施設内の時刻を統一する設備であり、親時計の修繕にあたっては、子時計の稼働も同時に確認する必要があるといえ、これをあえて2つの工事に分ける理由はないというべきである。

実際にも、親時計工事後も子時計が作動しないという状況であったにもかか

ならず、子時計工事には着手しないまま、親時計工事に関する見積もりを他2社に依頼し、軽易工事の執行伺い手続の外観を作出する一方、親時計工事を実施して1ヶ月以上経過した後に、同じ業者に子時計工事を発注し、その後、他2社に見積書を徴する等して軽易工事の執行伺い手続の外観を作出している。

これらの経緯からすると、親時計工事も子時計工事も下見積書を提出した業者に発注することが当初から予定されていた疑いが強く、親時計と子時計の補修工事を分割すべき具体的な理由もまったくないことから、本来1件の工事としてまとめて下見積書を取得したうえで（その価格が250万円以下であれば軽易工事として、250万円を超えるものであれば競争入札により）、契約を締結すべきであったといわざるを得ない。

なお、子時計64台すべてを交換する必要性があったか否かについては、子時計の経年劣化や回路の負荷を踏まえ、予防保全の観点から、回路の増設と併せて子時計を交換する必要性は否定できず、上記子時計の交換工事の内容が著しく妥当性を欠くものとははいえない。

以上のとおり、富士見台小学校工事について、これを2つに分割執行したと規則等で定めた事務手続で違反していることには相互に関連性があり、その手続全体が違法又は不当であると認めるものである。

#### (イ) 宮前平小学校工事及び富士見台小学校工事における損害の発生について

a 公共工事における法や規制の趣旨は、機会均等の保証、競争性の低下防止、透明性及び公正性の確保等であり、公共工事をめぐる談合や行政との癒着の是正、入札及び契約の適正の促進は、まさに時勢の求めるところである。そこで、上記3名の監査委員は、本件各工事における執行手続には重大かつ明白な瑕疵があり、これに係る支出は違法であり、市に損害が発生しているとの意見であるが、以下、その理由について述べる。

##### b 宮前平小学校工事について

上記工事は、給食室床工事（146万160円）及び給食室壁・天井工事（137万1600円）、さらに、同じ小学校内の物置緊結工事（126万5760円）について、本来1件の工事としてまとめるべき工事を3件の工事に分割して1件あたり250万円以下の軽易工事としたうえで、下見積書を提出した業者に各工事を実施させた後、他2社から各工事の見積書を徴求する等して各書類の日付をずらし、予算執行手続が適法に履践しているような外観を作出することによって、各工事に係る経費を支出させたものである。

その違法性は、①分割が相当ではない1つの工事（実際にも分割していない2件の工事を含む）を3つの工事に分割し、本来の軽易工事の範囲を超えて随意契約としたこと、②1つの業者から下見積書を取得しただけで各工事

を実施させ、その後他2社から見積書を徴しているため、実施した工事金額の適正性の根拠がないこと、③これらの3つの工事の予算執行手続において、事実と異なる日付で見積書や軽易工事完成届の書面等を作成し、軽易工事の手続を適法に履践しているかのような外観を作出したうえで、決裁者の承認を得ていること、④各予算執行伺の担当者（回議書の起案者ではない）と同じ技術職員が検査書の検査員若しくは監督員として署名押印しているため、牽制機能もチェック機能も働いていないこと等である。

そして、宮前平小学校工事における他2社の見積金額は、いずれも下見積書の金額よりも高額であったため、下見積書を提出した業者（実際の工事業業者）が一番安く見積もったような体裁となっているが、実際に行われた工事後に他2社の見積書を取得しているため、事前に下見積書の金額より高くなるように見積りを依頼していた疑いすら残る（そうでなければ、外見上も上記予算執行手続が成立しない。）。

したがって、宮前平小学校工事における執行手続は、前記法の趣旨を逸脱し、各規制が求める手続の公正性や透明性を欠いており、事前事後の牽制機能やチェック機能すら失われているもので、その瑕疵は重大かつ明白である。このような重大かつ明白な瑕疵のある手続に基づく決裁は無効というべきであり、これに係る経費の支出は違法である。

c. 富士見台小学校工事について

上記工事は、親時計工事（45万3600円）及び子時計工事（206万8200円）について、親時計と子時計の補修工事を分割し、1件あたり250万円以下の軽易工事としたうえで、まず親時計工事について、下見積書を提出した業者に工事を実施させた後、他2社から同工事の見積書を徴求する等して各書類の日付をずらし、予算執行手続が適法に履践されているような外観を作出する一方、子時計工事については、下見積書を提出した親時計工事と同じ業者に発注した後、他2社から見積書を徴し、実際の工事日とは異なる日付の軽易工事完成届を作成し、予算執行手続が適法に履践されているような外観を作出したものである。

その違法性は、①分割が相当ではない1つの工事をあえて2つに分割執行したこと、②1つの業者から下見積書を取得しただけで親時計と子時計の各補修工事を発注し、その後他2社から見積書を徴求しているため、実施した工事金額の適正性の根拠がないこと、③親時計工事の予算執行手続においては、事実と異なる日付で見積書や予算執行伺、軽易工事完成届等を作成し、子時計工事の予算執行手続においては、実際の工事完成日とは異なる軽易工事完成届を作成し、いずれも軽易工事の手続を適正に履践したような外観を

作出したうえで、決裁者の承認を得ていること、④各予算執行伺の担当者（回議書の起案者ではない）と同じ技術職員が検査書の検査員若しくは監督員として署名押印していたため、牽制機能もチェック機能も働いていないこと等である。

そして、富士見台小学校工事における他2社の見積金額についても、下見積書の金額よりも高額であったため、下見積書を提出した業者（実際の工事業者）が一番安く見積もったような体裁となっているが、実際に行われた工事後に他2社の見積書を取得しているため、事前に下見積書の金額より高くなるように見積りを依頼していた疑いすら残る（そうでなければ、外見上も上記予算執行手続が成立しない。）。

したがって、富士見台小学校工事における執行手続は、前記法の趣旨を逸脱し、各規制が求める手続の公正性や透明性を欠いており、事前事後の牽制機能やチェック機能すら失われているもので、その瑕疵は重大かつ明白である。このような重大かつ明白な瑕疵のある手続に基づく決裁は無効というべきであり、これに係る経費の支出は違法である。

#### d 小括

以上のとおり、宮前平小学校工事及び富士見台小学校工事における執行手続は、いずれも公共工事についての機会均等の保障、競争性の低下防止、透明性及び公正性の確保等の要請に著しく反し、公共工事をめぐる談合に発展する危険すらあるもので、予算執行の適正確保の観点からしても、看過することができない。

このような重大かつ明白な瑕疵のある執行手続に基づく決裁は無効であり、これに係る支出は違法であるから、その損害は各支出の総額といえるが、他方、市は上記各工事の履行部分の利益を得ているため、本来であれば、利益を控除した額を損害として算出するのが相当といえる。

しかしながら、本件各工事の履行部分の利益について、市側から何らの証拠も提出されておらず、時的限界のある住民監査請求手続において、これ以上の証拠を確保できる見込みもなく、市の取得した利益の算出が不明であるため、現時点の結論としては、本件各工事による支出全額が損害であるといわざるを得ない。

したがって、宮前平小学校工事によって市に与えた損害（409万7520円）及び富士見台小学校工事によって市に与えた損害（252万1800円）について、地方自治法243条の2の2第1項の対象者となる契約執行に関わった担当者（川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則（昭和39年規則第36号）で指定した者）に故意もしくは重大な過失があれば、当該損害の賠償責任がある

と思量する。

また、教育長及び市長は、当該職員らを指揮監督すべき立場にあり、軽易工事において潜脱的な行為が行われないように、当該事務手続の運用を見直し、適正な執行手続の体制を構築すべき義務があったといえるが、本件各工事における不正な行為について、各人に故意もしくは重過失があるか否かに関する証拠がないため、同人らの賠償責任は不明というほかない。

## 川崎市職員措置請求書

2019 年（令和元年）10 月 21 日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚 1 丁目 21 番 3 号  
職業 (略)  
氏名 坂 卷 良 一

## 1 請求の要旨

## (1) 監査対象

教育委員会教育環境整備推進室が少額随意契約の軽易工事（地方自治法等の関係法令等に定める随意契約）として、見積り合わせ方式により発注・契約した 2 組 5 件の工事（甲第 1 号証－1 及び－2 並びに甲第 2 号証－1、－2 及び－3）を監査対象とします。

## (2) 違法性

軽易工事として契約できる場合は、法令としては、地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び川崎市契約規則第 24 条の 2 に定める場合に限られています。

川崎市の場合、それらの法令を受けて、「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を定めております。

軽易工事の定義としては、軽易工事取扱規程第 2 条に「1 件 250 万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

さらに、軽易工事取扱規程を所管する契約課編集の「契約事務の手引き」及び会計室が実施している会計事務研修テキストにおいても「1 件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

しかしながら、本件対象の 2 組 5 件の工事は、それらの法令等に違反し、本来 1 件工事として、競争入札により発注・契約しなければならない工事案件を複数の 250 万円以下の工事に分割し、随意契約した違法性があります。

## (3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札方式による契約方法で契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の工事は、競争性の低い随意契約（見積り合わせ）という契約方法により契約を締結したものであり、競争性のある適正価格での契約金額との差額、つまり、不適切な契約方法に基づき川崎市が被った損害については、本件契約を執行した関係職員に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう地方自治法第 242 条第 1 項の規定により請求いたします。

## 添付図書

- 【甲第 1 号証－1】・・・契約番号 4301001831  
契約件名 宮前平小学校給食室床ほか補修工事
- 【甲第 1 号証－2】・・・契約番号 4301001892  
契約件名 宮前平小学校物置緊結ほか補修工事
- 【甲第 1 号証－3】・・・契約番号 4301002573

契約件名 宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事

【甲第2号証-1】・・・契約番号 4301001832

契約件名 富士見台親時計設備補修工事

【甲第2号証-2】・・・契約番号 4301002318

契約件名 富士見台時計設備補修工事

【甲第3号証】・・・本件2組5件の工事契約一覧

川崎市職員措置請求書（補充書）

2019 年（令和元年）10 月 31 日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚 1 丁目 21 番 3 号  
職業 (略)  
氏名 坂 卷 良 一

令和元年 10 月 24 日付け川崎市監査事務局長名による住民監査請求に必要な書面の補正について

1 違法性について

軽易工事として契約できる場合は、法令としては、地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び川崎市契約規則第 24 条の 2 に定める場合に限られています。

川崎市の場合、それらの法令を受けて、「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を定めております。

軽易工事の定義としては、軽易工事取扱規程第 2 条に「1 件 250 万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

さらに、軽易工事取扱規程を所管する契約課編集の「契約事務の手引き」及び会計室が実施している会計事務研修テキストにおいても「1 件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

しかしながら、本件対象の 2 組 5 件の工事は、それらの法令等に違反し、本来 1 件工事として、競争入札により発注・契約しなければならない工事案件を複数の 250 万円以下の工事に分割し、随意契約した違法性があります。

違法性については、上記下線文書の 10 月 21 日付け川崎市職員措置請求書のとおりであります。具体的には、甲第 3 号証の「本件 2 組 5 件の工事契約一覧」にあります①宮前平小学校に係る 3 件の「株式会社櫻澤工務店」が受注した総額 4,097,520 円の工事及び富士見台小学校に係る 2 件の「アイ通信工業株式会社」が受注した総額 2,521,800 円の工事が、それぞれ軽易工事として見積り合わせ随意契約としていますが、それらの工事は、1 件工事として、地方自治法等の法令等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という競争性のある契約方法において発注・契約しなければならない工事案件であったものにも関わらず、川崎市軽易工事契約事務取扱規程に違反し、1 件工事を複数の見積り合わせ随意契約に分割発注した違法性があるものである。

なお、甲第 3 号証をより分かり易く表示するため、「契約方法」を追加記載し、甲第 3 号証を改めて提出いたします。

2 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札方式による契約方法で契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の工事は、競争性の低い随意契約（見積り合わせ）という契約方法により契約を締結したものであり、違法な契約に基づくものであることから、その違法契約金額と競争性のある適正価格での契約金額との差額、つまり、不適切な契約方法に基づき川崎市が被った損害については、本件契約を

執行した関係職員に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

川崎市が被った損害の補填については、上記下線文書の10月21日付け川崎市職員措置請求書のとおりであります。なお、川崎市が被った損害金額については、一般競争入札もしくは指名競争入札により形成された適正な金額との差（落札率に基づく差額）であることから、財政局契約課（過去の住民監査請求において監査委員は契約課の意見を求めている状況があり、契約課においては極めて短時間で必要な落札率の資料は作成可能である）において作成された適正な落札率の資料に基づき算出すべきであります。

これについては、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適正な損害額を認定すべきものと思料いたします。

### 3 主位的請求及び予備的請求

主位的請求としては、宮前平小学校関係の3件の工事及び富士見台小学校関係の2件の工事は、それぞれ1件ごとの工事として一般競争入札もしくは指名競争入札という競争性のある契約方法において発注・契約すべき工事であったことから、それぞれ地方自治法等の法令等に違反した分割発注工事であったことをまず認定し、今後、分割発注を行わないとする必要な措置を講ずること。

また、予備的請求として、次に、分割発注工事に伴う損害額を認定し、損害の補填について、必要な措置を講ずること。

#### 添付図書

（甲第2号証の記載に「小学校」の文字の記載が漏れていましたので次のとおり訂正いたします。）

また、損害額の認定については、甲第4号証乃至甲第7号証を追加提出いたします。

なお、甲第1号証及び第2号証については、令和元年10月31日が開示期限であるものの、教育委員会教育環境整備推進室の開示遅延により、請求者に開示されていないものであり、開示され次第提出するものであります。

ただし、住民監査請求における請求の対象の特定については、甲第8号証及び9号証に示す最高裁判所の判例に従えば、既に提出済みの甲第3号証の2組5件の契約について、契約件名、契約した業者名、契約金額、契約方法及び契約した日の概要から、1件工事を複数の少額随意契約に分割発注した状況が分かることから、住民監査請求の請求の対象の特定においては、違法性の判断の証明はなされているものであります。

- 【甲第1号証－1】・・・契約番号 4301001831  
契約件名 宮前平小学校給食室床ほか補修工事
- 【甲第1号証－2】・・・契約番号 4301001892  
契約件名 宮前平小学校物置緊結ほか補修工事
- 【甲第1号証－3】・・・契約番号 4301002573  
契約件名 宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事
- 【甲第2号証－1】・・・契約番号 4301001832  
契約件名 富士見台小学校親時計設備補修工事
- 【甲第2号証－2】・・・契約番号 4301002318

契約件名 富士見台小学校時計設備補修工事

- 【甲第3号証】・・・・・・本件2組5件の工事契約一覧
- 【甲第4号証】・・・・・・訴訟代理人が押さえておきたい最新民訴判例（民事訴訟法248条）
- 【甲第5号証】・・・・・・平成19（行コ）287 東京高等裁判所 平成21年5月21日判決（民事訴訟法248条）
- 【甲第6号証】・・・・・・平成18（受）265 最高裁判所第三小法廷 平成20年6月10日判決（民事訴訟法248条）
- 【甲第7号証】・・・・・・平成29年（受）第1496 最高裁判所第一小法廷 平成30年10月11日判決（民事訴訟法248条）
- 【甲第8号証】・・・・・・平成12（行ヒ）292 最高裁判所第一小法廷 平成16年11月25日判決（住民監査請求の請求の対象の特定）
- 【甲第9号証】・・・・・・平成16年（行ヒ）312 最高裁判所第三小法廷 平成18年4月25日判決（住民監査請求の請求の対象の特定）
- 【甲第10号証ー1、ー2】・甲第1号証及び2号証に係る公文書開示請求書（10月31日が開示期限を示す）

## 川崎市職員措置請求書（補充書その2）

2019年（令和元年）11月13日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3  
職業 (略)  
氏名 坂 卷 良 一

甲第1号証-1、甲第1号証-2、甲第1号証-3、甲第2号証-1及び甲第2号証-2の公文書が令和元年11月5日に開示されたことに伴い、川崎市職員措置請求書（補充書その2）を提出いたします。

## 1 宮前平小学校工事における違法性について

まず、甲第1号証-1、甲第1号証-2及び甲第1号証-3は、宮前平小学校という同一工事場所における工事であり、契約日は、それぞれ平成30年10月22日、翌日の同年同月23日及び平成31年1月10日と近接した日であり、さらに、工事業種は3件ともに「建築業種」であることから、工事場所、工事時期及び工事内容からして甲第1号証-1、甲第1号証-2及び甲第1号証-3の工事は、3件工事を1件工事として発注できない合理的理由は存在していません。したがって、当該3件の工事は、1件工事を複数の少額随意契約に分割発注した違法性があります。

なお、甲第1号証-1及び甲第1号証-3の契約日は、平成30年10月22日及び平成31年1月10日となっており、同日契約のような極めて近接した契約日とはなっておりませんが、甲第1号証-1が「給食室の床ほか工事」の塗装工事となっており、また、甲第1号証-3が「給食室の壁・天井工事」の塗装工事となっております。

同じ給食室の床ほかの塗装と壁・天井の塗装を2件の工事に分けて発注しており、一般個人の家庭や民間会社の場合、同じ部屋の塗装工事を行う場合、「床ほか」と「壁・天井」とに分けて別々に発注することは有り得ず、当該2件の工事は、1件工事を複数の少額随意契約に分割発注した違法性があります。

しかも、甲第1号証-1の見積依頼書を見てみますと、工事件名にある「床ほか」の「ほか」の工事は、「腰壁」の工事となっており、腰壁とは、甲第11号証に示しますが、概略としては、壁の低い部分で床から腰ぐらいまでの高さに相当する壁の部分とのこと。

つまり、甲第1号証-1及び甲第1号証-3の工事は、「床と壁の低い腰壁の部分」及び「腰壁から上の壁の部分と天井」とに分けた工事となっており、壁の上の部分と下の部分とを別々に発注するという、改めて申し上げますが、一般個人の家庭や民間会社の場合の発注方法としては、有り得ない発注方法であります。

したがって、明らかに、当該2件の工事は、1件工事を2件の少額随意契約に分割発注した違法性があります。

また、甲第1号証-1及び甲第1号証-3の契約状況を見てみますと、床と壁の下部分の工事を先行させ、床と壁の下部分の工事が終了した後、壁の上部分と天井の工事を行っています。

甲第12号証の4ページの下線を引いた部分に示しますが、請求人の世代は、掃除をする場合、上の方から下に向かって掃除をすることを親から教わりました。それは、現在でも変わっていないと思えますし、工事も当然、同じ部屋の天井や壁の工事を行う場合は、上から下に向かって工事を行うはずであ

ります。

本件給食室の工事の相談を受けた業者さんは、一般的な常識があれば、優先順位として、まず、塗装工事に邪魔になる什器類を移動、次に必要な養生、次に天井の工事、次に壁の上部分の工事、次の壁の下部分の工事、次に床の工事、次に養生の撤去、最後に移動した什器類を元に戻す、という順位で工事を行うことをアドバイスするはずであります。

また、宮前平小学校の校長さんから教育委員会に児童の給食において、工事の影響を極力低くする要望が無かったのか。有れば、当然、上から下へと工事を行い、2度行われたと思われる什器類の移動や養生を1回にし、児童の給食に対する工事の影響を極力通減させたはずであります。

さらに、本件の工事決裁を行った教育委員会の管理職を含む6名の職員全員が、上から下に行う原則や可能な限り児童の給食への影響を低くするための工事期間の短縮に気が及ばなかったのか、不思議であります。

業者の常識及び児童への影響への思いをはせる教育者としての常識が欠落した甲第1号証-1及び甲第1号証-3の工事は、何か特別な意図があった結果、常識では考えられない2件に分割した工事が発注されたと思えません。

また、工事完成写真を見てみると、明確ではありませんが、壁・天井の塗装工事が先行しているに見える写真もありますが、工事の進行状況について、写真を解析する必要があると思います。

それというのも、給食室でありますので、甲第1号証-1の床・腰壁工事及び甲第1号証-3の壁・天井工事ともに、工事前に既存の棚やロッカーなどの什器類を移動させる必要があります。甲第1号証-1及び甲第1号証-3の工事期間のとおりでありますと、それぞれの工事前に2回什器の移動作業が行われることとなります。前記の不思議とも関係しますが、これは、極めて不合理な工事であり、実際には、壁・天井工事を先行させ、そのあとに床・腰壁工事を行い、什器類の移動は、1回で済ませた可能性もあります。

次に、甲第1号証-2の「宮前平小学校物置緊結ほか補修工事」の「見積依頼書」における「摘要欄」に工事内容の「緊結内容」が示されていますが、そこには「ステンレスルーティアンカー設置」と記載され、ステンレスルーティアンカーの新設工事であることは明らかであり、川崎市軽易工事契約事務取扱規程に規定されている「建物等の小破修繕等に類するもの」及び「原形復旧工事」に該当しないことは明らかであります。これは、工事完成写真でも確認できます。

また、「見積依頼書」における「摘要欄」には「物置新設工事」も含まれており、これも同様に「建物等の小破修繕等に類するもの」及び「原形復旧工事」に該当しないことは明らかであり、見積り合わせ随意契約が可能な川崎市軽易工事契約事務取扱規程に該当しない工事を見積り合わせ随意契約とした違法性があります。

したがって、宮前平小学校に係る甲第1号証-1及び甲第1号証-3は、天井と壁の上の部分、壁の下部分と床の部分という一般個人の家庭や民間会社では絶対に考えられない分割方法の工事となっており、本来1件工事で発注・契約しなければならない工事を違法に2件の少額随意契約に分割発注したものであります。

分割発注したということは、「天井と壁の上の部分」及び「壁の下部分と床の部分」の工事が、別々の業者が受注する可能性があったもので、その場合、現場の工事管理上、校長先生ほかの教職員の方々の負担が増大することを発注した教育委員会はどこまで学校当局に伝えていたのか、児童優先、教育優先であれば、到底考えられない分割発注であります。

## 2 富士見台小学校工事における違法性について

まず、甲第2号証-1及び甲第2号証-2は、富士見台小学校という同一工事場所における工事であり、工事期間は、それぞれ平成30年10月23日から同年11月30日まで及び同年12月6日から同年12月31日までとなっており、甲第2号証-1の工事が完了した後、直ちに甲第2号証-2の工事が始められています。

工事内容としては、見積依頼書によれば、甲第2号証-1は、親時計の工事、そして、甲第2号証-2は子時計の工事となっています。その親時計と子時計は、まったく関連の無い時計かという点、甲第13号証に示すとおり、親と子の時計を回線で結び、親時計がGPS衛星電波を受信し、それを子時計に表示するという親と子の時計がセットで初めて機能を果たす時計システムであります。

親時計の工事期間が、平成30年10月23日から同年11月30日そして子時計の工事期間が同年12月6日から同年12月31日となっております。

このことは、親時計の工事を発注した後、子時計の工事の必要性が発覚し、急遽、子時計の工事を追加したことになりますが、そうでなければ、当初から、親時計と子時計の工事を1件工事として発注したはずであります。

そこで、親時計の発注から子時計の発注に至る時系列での富士見台小学校と教育委員会とのやりとりについて、監査委員さんに確認していただきたいと思っております。

つまり、親時計工事の発注後、富士見台小学校の校長先生を始めとする教職員の誰が、いつ、子時計の追加工事が必要と認め、教育委員会に子時計の追加発注を申し入れたのか、富士見台小学校の井部良一校長先生の証言を求めることを監査委員さんをお願いいたします。学校全体の先生及び児童の学校生活に関わる時計に関する工事でありますので、校長先生が知らないはずはありません。

仮に、学校からの証言が当初から、親時計及び子時計の工事を希望していたとするならば、明らかに、分割発注であります。

したがって、富士見台小学校の井部良一校長先生の証言を求めることは必須でありますので、確認をお願いいたしますが、富士見台小学校の井部良一校長先生の証言によって、甲第2号証-1及び甲第2号証-2の工事について、2件の工事に分割発注しなければならない合理的理由が存在しない場合は、甲第2号証-1及び甲第2号証-2甲の2件の工事は、1件工事を2件の少額随意契約に分割発注した違法性があります。

なお、親時計が故障したとなれば、親時計の補修の必要はありますが、はたして、子時計の64台の取り換えも必要だったのでしょうか。親時計が故障したことでセットになっている子時計の交換も必要とするのであれば、当該時計メーカーでありますシチズンに確認する必要があると思っております。一般的には、子時計も全取替する必要はないと思っておりますが、是非、監査委員さんが確認されますようお願いいたします。

## 3 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、3件の宮前平小学校工事及び2件の富士見台小学校工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札方式による契約方法で契約を締結しなければなりません。しかしながら、3件の宮前平小学校工事及び2件の富士見台小学校工事は、競争性の低い随意契約（見積り合わせ）という契約方法により契約を締結したものであり、違法な契約に基づくものであることから、その違法契約金額と競争性のある適正価格での契約金額との差額、つまり、不適切な契約方法に基づき川崎市が被った損害については、本件契約を執行した関係職員に対し、川崎市の被った損害を補填する

ために必要な措置を講ずるよう地方自治法第 242 条第 1 項の規定により請求いたします。

川崎市が被った損害の補填については、一般競争入札もしくは指名競争入札により形成された適正な金額との差（落札率に基づく差額）であることから、財政局契約課において落札率の資料作成を甲第 14 号証で示すとおり依頼済みでありますので、それらの資料に基づき民事訴訟法第 248 条の規定を類推適用し、監査委員が適正な損害額を認定すべきものと思料いたします。

#### 4 甲第 1 号証－ 1 及び－ 3 並びに甲第 2 号証－ 1 及び－ 2 が開示されたことにより確認できた損害額

まず、甲第 1 号証－ 1 及び－ 3 における見積依頼書に、それぞれ「養生費」が計上されていますが、2 回分の養生費は不必要であった可能性があります。

したがって、落札率による損害額とともに 2 回計上されている「養生費」の 1 回分は不要であることから、当該養生費も損害額とすべきであります。

次に、甲第 2 号証－ 1 及び甲第 2 号証－ 2 における見積依頼書に、それぞれ「試験調整費」が計上されています。

それらは、当該 2 件の工事が 1 件工事とされていれば、1 回分の「試験調整費」で十分であり、当然、親時計及び子時計の両方の工事が完了して初めて行われるものであり、また、親子のセット時計としては、子時計の工事が完了しなければ試験調整は行う必要が無いものであると思われます。

したがって、落札率による損害額とともに親時計に係る「試験調整費」は、その全額が損害額とすべきであります。

仮に、親時計及び子時計それぞれの工事において、それぞれ「試験調整」が必要であるとするのであれば、当該時計メーカーである「シチズン」から、その必要性にかかる証明文書の提出を受けるべきであります。

さらに、子時計を 64 台取り換えています。なぜ子時計を 64 台取り換えたのか。

子時計も全て一斉に故障したのでしょうか。

もしくは、親時計を取り換えた場合は、子時計も全て取り換えるメーカー仕様となっているのでしょうか。

上記疑問については、当該時計メーカーである「シチズン」からその回答を書面にて得るべきであります。

まだ使用可能な子時計の 64 台について、取替の必要は無いとの回答が当該時計メーカーである「シチズン」からきた場合は、子時計 64 台分についての費用も、損害額に算定すべきであります。また、試験調整の 2 回分の必要性及び子時計 64 台の取替の必要性について、時計メーカーに問合せを行わないとした場合は、監査委員さんは、その理由を明らかにすべきであります。

#### 5 主位的請求及び予備的請求

令和元年 10 月 31 日付け川崎市職員措置請求書（補充書）において、「3 主位的請求及び予備的請求」について記載いたしました。甲第 1 号証－ 1、甲第 1 号証－ 2、甲第 1 号証－ 3、甲第 2 号証－ 1 及び甲第 2 号証－ 2 の公文書が令和元年 11 月 5 日に開示されたことに伴い、違法性がより明らかになり、損害額に認定すべき内容も明らかになったことから、主位的請求及び予備的請求を取り消し、令和元年 10 月 21 日付け川崎市職員措置請求書の請求の要旨のとおり、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう地方自治法第 242 条第 1 項により請求いたします。

添付図書

【甲第 11 号証】・・・建材ダイジェスト

【甲第 12 号証】・・・ホコリ掃除の強い味方!ほうきやはたきの正しい使い方とは

【甲第 13 号証】・・・タイムサーバー親時計（シチズンのカタログ）

【甲第 14 号証】・・・財政局に落札率の情報提供を求めた請求人からのメール

## 川崎市職員措置請求書（補充書その3）

2019年（令和元年）11月15日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3

職業 (略)

氏名 坂 卷 良 一

令和元年10月21日付け川崎市職員措置請求書における「1 請求の要旨」の「(1) 監査対象」の2行目から3行目にかけて「2組5件の工事（甲第1号証-1及び-2並びに甲第2号証-1、-2及び-3）を監査対象とします。」といたしましたが、一部記載間違いがありましたので、次のとおり、訂正いたします。

訂正後

「2組5件の工事（甲第1号証-1、-2及び-3並びに甲第2号証-1及び-2）を監査対象とします。」

## 請求人の陳述録

当初お出ししましたのは、21日付でお出ししましたのは甲1号証-1、2、3及び甲2号証-1、2が、まだ公文書として開示されていませんでしたので、そこには、詳細については言及をしていなかったんですけれども、それが開示されましたので、先日、13日付で提出をさせていただきました措置請求書の補充書その2、ここの中に甲第1号証-1、2、3及び2号証-1、2、これについての違法性、不当性、それから損害額の認定についての意見を述べさせていただいております。

この中で、じゃ、こちらのほうは後ということですから、これがまだないという前提でしゃべりをさせていただきます。

宮前平小学校の給食室の工事は、床と壁の下半分と、これが第1号証-1が床の部分と壁の半分下ですね。半分下というか、腰壁と言われている部分、ここだけの工事なんです。甲第1号証-3が天井と壁の上の部分という2つに分かれております。これを見たときはびっくりしましたね。なぜこんな発注の仕方をするのか。監査委員の皆さんもそうだと思いますけれども、御自宅で壁のクロスを取りかえるときに、床の畳をかえて、それから壁のクロスを取りかえるときに、上半分、下半分で別々に発注することはまずないと思うんですね。それと天井と。

また、工事現場では、通常、この請求書にも書かせていただきましたけれども、上から工事をやると。この請求書には家庭での関係を書きましたけれども、掃除するときは、私たちの年代だと、ほうきがけなんかやりましたので、ほうきがけは上からと。下の掃除をして、その後、下の掃除が終わった後、上のはたきがけをやるということは、ちょっと私たちの世代ではあり得ない。今、証拠として出しましたように、ネットでもそういうほこりの掃除は上から下と書かれておりましたので、今現在でも基本的にそれは変わりはないだろうというふうに思っております。

したがって、下の工事から始めて、次に上の工事をやるという発注方法は普通は考えられませんし、壁の上半分と下半分を別々に発注をするということは考えられないと思います。

そこで、改めて言いますけれども、これはないという前提でお話をします。そこで、監査委員さんをお願いしたいのは、私たちが小学校のときは、給食のおばさんというふうなことで呼んでおりました。給食をつくっている方々ですね。その方々に直接聞いていただいて、実際工事がどうだったのかという点ですね。現場がどういう形で工事がなされていたのか。

これはなぜかといいますと、上半分、下半分の問題もありますし、結局、ここにもああいいうロッカーとかそういうのがありますね。この工事をやるときは、ああいいうロッカーを外に出して工事をやらないとできないわけですよ。給食室ですので、いろんな什器類が

あるわけですね。お盆だとか器だとか、そういうのを置く。そういうものを当然一旦外に出して、ほかのところに移動して、それから工事を始めるということですね。

仮に下からやったのがそのとおりだという前提であったとしても、一旦はまず、下ですから、こういうものが置いてありますので、床の工事をやるには邪魔ですので、一遍どけます。それで、また戻します。そして、今度は天井と壁の半分をやるときも、またこの什器類、棚関係、これが邪魔になるわけですね。そうすると、またもう1回出してやらなきゃいけないということがあります。

通常やる場合は、学校関係者も何でこんなことをやるんだというふうに思うと思うんですね。教育環境整備推進室は別だと思えますけれども、現場の給食室を管理する学校の先生方、校長先生以下教職員の方々は、何でそんな2回も什器類を出し入れしたりするのかと。

それに伴って、その2にも書かせていただきましたけれども、養生費です。これは養生費が2回かかっているんですね。養生費、これ、一括で工事をすれば、当然1回で済む費用であります、養生費はですね。ですので、これも無駄な費用になっているというのがありますので、非常に実際の工事をやったと、これをまず除いたとしても、甲第1号証-1と甲第1号証-3の決裁文書による工事、これは誰が考えてもおかしな工事である。通常では考えられません。

ましてそこにも書かせていただきましたけれども、一般のお家もしくは民間会社、そういうところでは絶対にあり得ない発注方法であるということで、結局、本来これは、2つの工事をあわせれば、250万を超える工事でありますので、本来、契約課のほうに契約依頼をして、1件工事として発注をしなければならない工事であると。

それで、本来、競争入札であれば形成されたであろう適正な落札率に伴う契約金額、それと今回、2件に分けて随意契約をやった金額との差額、それで落札率につきましては、例文を証拠としても提出いたしましたけれども、契約課のほうに依頼しておりますので、そのうち監査事務局のほうにも契約課からその書類が届くと思いますので、その落札率を勘案していただいて、まず落札率に伴う損害額を認定していただいて、また、2回かかった養生費などの、本来1回の工事契約であれば、支払う必要のなかった養生費、これも損害額として認定をしていただくということが、大体概略としては川崎市職員措置請求書に書かせていただいた内容でございます。

これに関連して、ここに書いていない状況といいますのは、先ほどちょっと申し上げました実際の現場で給食を担当している方々に工事の状況を、実際の状況がどうだったのかを確認していただきたいということですね。その中で、下からやる工事が現場サイドからおかしいんじゃないのという意見が実際出なかったのか。宮前平小学校の校長先生以下の教職員の方々から、こんな工事の発注の仕方はおかしいんじゃないのという声が出なかったのかどうか。その辺をぜひとも確認していただきたいというのが私の陳述意見でございます。

ます。

それでは、引き続き富士見台小学校の親子時計の関係ですね。この親子時計についても、シチズンのほうのホームページから、親子時計セットであるというカタログを証拠として提出いたしましたけれども、もともと親時計というふうに書いてありますとおり、子時計がなければ、親時計の存在がないわけですよ。親と子でワンセットでありますので、それが1台なのか、10台なのか、60台なのかは別としても、親と子の関係がなければ、この親時計を設置する意味はないということでもあります。

それです、親時計のほうの工事をして、それに引き続いて子時計のほうの工事をするということは、一体時系列によってどの段階で子時計の補修の必要性を感じたのか。ぜひともこれは校長先生から直接証言を得ていただきたいと思います。教育環境整備推進室を通しますと、どこで曲がってしまうかわかりませんので、ぜひ監査委員さん、直接校長先生に確認をしていただいて、本当のところはどうだったのか。どの段階で子時計の工事の必要性を感じたのか。

それと、子時計のほうの仕様書の中に、61台プラス1台プラス1台プラス1台と、最終的に64台の子時計を取りかえているわけですね。これ、設置したときと今回とで、親時計を取りかえることによって、ここにあるような子時計ですけれども、富士見台小学校、全部で64台ですから、全部だと思えるんですよ。確認はしていませんけれども、64個ということは、学校の中にある子時計を全部取りかえたと思えるんですね。なぜ全部を取りかえなきゃいけなかったのか。全部故障していたのですかと。それと、親時計を取りかえたことによって、システム上、全部取りかえなければならない必要性があったのか。

それは請求書にも書きましたけれども、ぜひメーカーのシチズンに確認をしていただきたい。教育環境整備推進室の回答ではなくて、メーカーに直接確認をしていただいて、親時計が壊れた場合は、全部取りかえるんですよというシチズンというメーカーからの回答をぜひとっていただきたい。そうでなければ、64台全部取りかえる必要なんかないわけですよ。一斉に親時計と子時計とセットで壊れるということは通常考えられない。

これがコンピューターでいっても、親のコンピューター、それから市役所でもそうですけれども、親のサーバーがありますけれども、電子計算機の親のものがありますけれども、それとつながっている各個人のノートパソコン、これを親のサーバー関係が壊れたときに、全職員、1万人を超える職員のノートパソコン、これを全部取りかえるんですよという、これは極端な話になるかもわかりませんが、ケースとしては同様なケースになると思えるんですね。なぜ全部、64台も取りかえたのか。その必要性はどこからきているのかというところですね。

したがって、富士見台小学校の時計に関しても、落札率、甲第2号証-1と2、これをあわせれば250万円超えますので、250万円を超えた場合には、当然ながら契約課のほうに依頼をして競争入札にかけるわけですが、競争入札によって形成された適正な入

札価格、それと随意契約に基づく金額との差額、これが落札率による損害額ですね。それと、子時計 64 台、これが本当にかえなければならなかったのかどうか。

そこもきちっと確認をしていただいて、仮に親時計とセットで、メーカーの証言によって、いや、そんな取りかえる必要はないですよと。ただ、回線で結んであるだけで、信号を線で子時計のほうに送っているだけです。子時計も、いや、一斉に取りかえる必要はありませんというシチズンからの証言が得られれば、64 台分、これも取りかえた費用全額が損害額になりますので、これも損害額として認定をしていただきたいということ、概略とすると、大体そういうところですね。

倉庫も、私、写真を見るまでわからなかったんですね。11 月 5 日に開示されました甲第 1 号証－2 の倉庫ですね。これ、写真を見て、補修工事ではないじゃないかと。確かに倉庫そのものも、より安定させるためには、しっかり基礎に結びつけなければいけませんけれども、これ、倉庫の補修工事というふうになっているわけですよ。倉庫は一切いじっていないんですね、今回ね。そこに倒れたりしないように、倒れどめを設置しているわけですよ。金具を倉庫と、それから地盤のほうにコンクリートの基礎を打って、そこをビスかなんかでとめているということですね。これはもうあくまでも補修工事ではないと。軽易工事の規定による原形復旧ではないと。どこが一体原形復旧なんだということですね。

それと、明らかに 1 号証－2 の仕様書の中に、倉庫を新設したと、倉庫の新設も仕様書に入っているわけですよ。これは明らかにもうアウトですよ。新設工事というのが明確に仕様書に書いてありますので、教育環境整備推進室のほうで発注した内容に倉庫の新設工事というのがあります。甲 1 号証－2 の見積もり依頼の仕様書のところですね。これはもう明らかに競争入札に付さなければならない。新設ですので、仮にこの金額が 1 円でも 10 円でも 100 円でも、これは競争入札にかけなければならない工事案件でありますので、これも軽易工事規定の違反に当たるということです。

以上であります。

## 関係職員の陳述録

それでは、こちらのほうから提出させていただきました住民監査請求に対する市の考え方、こちらのほうを読まさせていただきますして陳述させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページでございます。

令和元年10月21日付け川崎市職員措置要求書による措置請求（以下「本件請求」という。）及び令和元年10月31日付け川崎市職員措置請求書（補充書）による措置請求（以下「本件補充書」という。）に対する本市の見解につきまして、次のとおりです。

## 1 本件請求に関する事実経過

## (1) 宮前平小学校の補修工事3件について

## ① 宮前平小学校給食室床ほか補修工事（以下「床工事」という。）：甲第1号証－1

学校から給食室の修繕について相談があり、教育環境整備推進室の営修繕担当者が現場確認を行い、床の劣化や腰壁の塗装の剥離について対応が必要なことを確認し行った工事です。

## ② 宮前平小学校物置緊結ほか補修工事（以下「緊結工事」という。）：甲第1号証－2

総務企画局危機管理室と連携して、平成23年3月に発生した東日本大震災後に位置付けられた集中復興期間である平成27年度までに、避難所である市立小中学校の全校に独立型防災備蓄倉庫の設置を行いました。それに伴い、既存の建築物の一部が既存不適格と見なされ、是正対応が必要となったため倉庫の基礎緊結等を行った工事です。

## ③ 宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事（以下「壁・天井工事」という。）：甲第1号証－3

学校から相談があったため、教育環境整備推進室の営修繕担当者が現場確認を行い、天井や腰壁より上の壁の塗装の剥離等について対応が必要なことを確認し行った工事です。

## (2) 富士見台小学校の補修工事2件について

## ① 富士見台小学校親時計設備補修工事（以下「親時計工事」という。）：甲第2号証－1

学校の時計は授業の開始等を案内するチャイムと連動しており、職員室には本体となる時計（以下「親時計」）が設置され、各教室には親時計と連動した時計（以下「子時計」という。）が設置されています。平成30年の夏頃、親時計について「一時停止し、暫くすると動き出す」という不具合が頻発し、チャイムが正確に鳴らなくなったため、学校から修繕の申請があり行った工事です。

## ② 富士見台小学校時計設備補修工事（以下「子時計工事」という。）：甲第2号証－2

上記①の親時計の修繕により不具合は解消すると見込んでいましたが、親時計の修繕後も子時計の不具合が解消されなかったため、子時計の修繕を行った工事です。

## 2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠

地方自治法第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、

指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、また、同条第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されています。「普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正を持って第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しうるという観点から、一般競争入札の方式をもって、普通地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきことは当然」ですが、一方で「一般競争入札による契約方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続きが煩瑣」であり、また、「広くだれでも入札に参加しうるというところから、資力、信用等のある者が果たして落札者となるかどうか、またその者が確実に契約を履行することが果たして期待できるかどうかを的確に把握することができないために、かえって普通地方公共団体が損失を招く恐れがある場合がある」ことから、例外的に「手続きが簡略」であり、「資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定できる」契約方法についても認めているものです。

これを受け、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第24条の2第1項第1号では、予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約によることができると規定しています。「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、一律随意契約（以下「少額随契」という。）によることができるとされている」ものです。

以上を踏まえると、富士見台小学校の親時計工事と子時計工事については、当初は、親時計のみ工事を行えば子時計が作動すると見込んでいましたが、結果として子時計にも不具合があることが判明したことを踏まえて実施した工事であり、執行額がそれぞれ250万円以下であることから、それぞれを1件の軽易工事として随意契約により執行することは問題ないと考えます。

また、宮前平小学校の床工事については、緊結工事とほぼ同時期に契約していますが、1(1)①②に記載したとおり、同一敷地内で同業種（建築）の工事ではあるものの工事内容は異なっていることから、それぞれを別の軽易工事として、随意契約により執行することは問題ないと考えます。

なお、宮前平小学校の緊結工事、床工事及び壁・天井工事については、調査の結果、次の事項が確認されましたので、併せて述べさせていただきます。

(1)宮前平小学校 緊結工事について

ア 文書上は、平成30年10月22日契約となっているが、実際の工事は平成30年度の夏休みに実施されており、契約手続き前に工事を依頼し、実施していること

イ 工事実施後に、必要な文書を作成したこと

ウ 工事の施行前に、2者以上の見積書を聴取したことを証する書類はないこと

(2)宮前平小学校 床工事及び壁・天井について

ア 上記の2件の工事は、文書上は、それぞれ平成30年10月23日契約、平成31年1月10日契約となっているが、実際の工事は平成30年度の夏休みに1件の工事として実施されており、契約手続き前に工事を依頼し、実施していること

イ 1件の工事として実施した工事について、工事実施後に、2件の工事で実施したとする内容で、必要な文書を作成したこと

ウ 工事の施行前に、2者以上の見積書を徴取したことを証する書類はないこと

以上の点については、今後詳細な調査を行い、その結果について必要な対応を取ってまいります。

1 枚めぐりまして、3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1)「1(2)違法性」については、4段落目までは認め、5段落目は一部認めます。上記2で述べているとおり、5件の工事のうち緊結工事、親時計工事、時計工事の3件においては、施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条の2第1項第1号において、予定価格が250万円以下である工事契約は随意契約によることができると規定されており、軽易工事で執行していることに違法性はありません。

(2)「1(4)川崎市が被った損害の補填」については否認します。2及び(1)で述べているとおり、3件の工事は軽易工事に該当する案件であり、その契約を随意契約（見積合わせ）により執行することに違法性はないことから、補填すべき損害はないと考えます。また、床工事、壁・天井工事の2件の工事に係る市の損害については了知していません。

4 川崎市職員措置請求書（補充書）記載事項に対する本市の見解

(1)「1 違法性について」の5段落目までは上記3(1)で述べているとおりで、6段落目は、済みません、これも誤字脱字です。6段落目は一部否認します。上記2及び3(1)で述べているとおり、緊結工事、親時計工事、子時計工事については、それぞれ別の工事であり、1件当たりの工事費が250万円以下であったことから、軽易工事で執行したことに問題ないと考えます。

(2)「2川崎市が被った被害の補填」は、上記3(2)で述べているとおり否認もしくは、了知していません。

5 結論

以上から、床工事、壁・天井工事の2件の工事を除き、違法または不当との評価を受けるものではないと考えます。

なお、床工事、壁・天井工事については、今後2に述べた詳細な調査により原因究明、適切な執行方法や再発防止策についてあらゆる視点から検討を行い、その事務執行については、関係職員に周知徹底してまいります。

以上でございます。

輕易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第 5（第 167 条の 2 関係）

1 工事又は製造の請負 都道府県及び指定都市 250 万円
-------------------------------

3 川崎市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）

（予定価格の作成等）

第 13 条 市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第 14 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（随意契約によることができる場合の限度額）

第 24 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

（1） 工事又は製造の請負 2,500,000 円

（予定価格の決定）

第 25 条 市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 13 条第 1 項及び第 14 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

4 川崎市予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号）

（予算執行伺）

第 23 条 局長が歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺（以下「執行伺」という。）を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、執行伺の作成を省略することができる。

5 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和 49 年訓令第 8 号） ※本件各工事契約締結当時のもの  
（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成 7 年川崎市規則第 10 号）第 2 条第 2 号に定める局の長をいう。
- （2） 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程（昭和 43 年訓令第 4 号）第 2 条第 2 号に定める工事担当部局長をいう。
- （3） 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1 件 2,500,000 円（需用費中 100,000 円以下のものを除く。）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。

（工事見積書の徴取等）

第 3 条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第 7 条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく 2 名以上の業者を選定しなければならない。

2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第 23 条第 1 項に規定する予算執行伺（以下「予算執行伺」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。

3 前項本文の規定による審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとする。

（工事執行部局の長の承認）

第 4 条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行伺の承認を行うものとする。

（随意契約の締結等）

第 5 条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第 3 条第 2 項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 8 号様式）を提出させなければならない。

（監督及び検査）

第 6 条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行わなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

- (1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。
- (3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

- 2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき認めるときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

別表

工事の種類	内容
建築	扉(とびら)、雨樋(どい)、日除(よけ)、壁張り、塗装、畳、案内板、目かくし、カーテン、建具、ブラインド、シャッター、すのこ、庇(ひさし)、看板、塀(へい)、流し、棚(たな)、屋根葺(ふき)替え、手摺(すり)、網戸、間仕切、タイル、スレート、モルタル、窓枠、飾り石、下屋、床、天井、壁等に関する工事
設備	電灯、ボイラー、ポンプ、配水、水飲み場、便器、フラッシュバルブ、換気扇、浴槽(そう)、高架水槽(そう)、電気器具取替え、水道き裂破損、放送機器、受配電器具、排水つまり、築炉、浄化槽(そう)等に関する工事
土木	防護柵(さく)、反射鏡、側溝、道路照明、道路標示、路面の部分的補修等に関する工事
造園	植栽等に関する工事
下水	人孔補修、人孔嵩(かさ)上、下水管の部分的補修、下水管のごみ上げ、防護柵(さく)等に関する工事

本件各工事に係る事務手続等

	書類上の日付							実際の日付 (※1)				
	3者への 見積依頼日	予算執行伺				軽易工事完成届		下見積り 徴取日	見積り合わせ		工事受注日 (※2)	工事期間
		起案日	決裁日	施行日	工期	完成年月日	検査日		他2者への 見積依頼日	左記の 見積徴取日		
宮前平小学校 物置緊結ほか 補修工事	H30. 10. 16	H30. 10. 22	H30. 10. 22	H30. 10. 22	H31. 1. 31	H30. 12. 27	H30. 12. 27	不明 (A社)	B社： 不明 C社： H30. 9. 19	B社： H30. 8. 8 C社： H30. 9. 19 又は20	H30. 7. 27 (A社)	H30. 8. 6 ～ H30. 8. 20
宮前平小学校 給食室床ほか 補修工事	H30. 10. 11	H30. 10. 19	H30. 10. 23	H30. 10. 23	H30. 11. 30	H30. 11. 9	H30. 11. 9	H30. 4. 6 (A社)	B社： 不明 D社： H30. 10. 11	B社： H30. 10. 15 D社： H30. 10. 12	H30. 6. 7 (A社)	H30. 7. 26 ～ H30. 8. 22
宮前平小学校 給食室壁天井塗装 補修工事	H30. 12. 27	H31. 1. 9	H31. 1. 10	H31. 1. 10	H31. 3. 31	H31. 1. 30	H31. 1. 30	H30. 4. 6 (A社)	B社： 不明 D社： H30. 12. 27	B社： H30. 12. 27 D社： H30. 12. 28		
富士見台小学校 親時計設備 補修工事	H30. 10. 10	H30. 10. 19	H30. 10. 23	H30. 10. 23	H30. 11. 30	H30. 11. 9	H30. 11. 9	不明 (E社)	F社： H30. 10. 10 G社： H30. 10. 10	F社： H30. 10. 11 G社： H30. 10. 15	H30. 9. 5 (E社)	H30. 9. 13
富士見台小学校 子時計設備 補修工事	H30. 11. 16	H30. 11. 22	H30. 12. 6	H30. 12. 6	H30. 12. 31	H30. 12. 31	H30. 12. 31	不明 (E社)	F社： H30. 11. 16 H社： H30. 11. 16	F社： H30. 11. 19 H社： H30. 11. 19	H30. 10. 25 (E社)	H30. 12. 12 ～ H30. 12. 26 / H31. 1. 18

(※1) 「実際の日付」は、教育委員会事務局が調査（業者からの聞き取り等）を行い明らかにしたものである。

(※2) 「工事受注日」について、本文中は「発注日」としている。